

香取市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画 策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、香取市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定支援業務の委託業者を、公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

香取市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別添「香取市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月25日まで

(4) 提案上限額

5,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 選定方法

本実施要領に基づき、専門的知識、ノウハウ、参加資格を有する提案者からの企画提案について、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、香取市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定支援業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において選考評価し、第1位の者を優先交渉権者とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、公告日時点において、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

(2) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者。

- (3) 令和8・9年度香取市入札参加資格者名簿の委託（大分類「調査・計画」、中分類「健康・福祉計画」）に登録されている者。
- (4) 過去10年以内に地方公共団体等から本業務と同等又は類似した業務を受注した実績がある者。

5 スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおり。

項 目	期 日 等
公募案内の公表	令和8年4月20日（月）
質問書の提出期限	令和8年5月 7日（木）
質問書の回答	令和8年5月13日（水）
参加表明書の提出期限	令和8年5月20日（水）
参加資格確認結果の通知	令和8年5月22日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年5月28日（木）
第1次審査結果通知	令和8年6月 4日（木）
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年6月11日（木）
第2次審査結果通知（公表）	令和8年6月中旬
契約協議及び契約締結	令和8年6月下旬

※スケジュールは都合により変更する場合がある。

6 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により書類を提出すること。

(1) 提出書類

- | | |
|--------------------|------------|
| ア プロポーザル参加表明書（様式1） | 1部 |
| イ 会社概要調査票（様式2） | 1部 |
| ウ 業務実績調書（様式3） | 1部 |
| エ 業務実施体制調書（様式4） | 1部 |
| オ 配置予定技術者調書（様式5） | 技術者1人につき1部 |

(2) 提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

事務局あて予め電話連絡のうえ持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（提出期限必着、配達記録が残るものに限る。）

(4) 提出先

「14 提出及び問合せ先」に同じ

(5) 参加資格の確認

全参加表明書提出者に対し、事務局において参加資格要件を確認し、委員会の委員長の了承を得て結果を令和8年5月22日（金）までに電子メールにて通

知する。

(6) 参加辞退

参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式7）を提出すること。提出方法は参加表明書の提出と同様とする。なお、参加を辞退した場合、既に提出された書類はすべて返却する。

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

(1) 提出書類 質問書（様式6）

(2) 受付期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月7日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く）又はメール（電子メールの場合は、件名に「プロポーザル質問書」と明記し、送信後に確認のため必ず電話連絡をすること。）

(4) 提出先 「14 提出及び問合せ先」に同じ

(5) 質問に対する回答

すべての質問を取りまとめた後、令和8年5月13日（水）までに、質問者名を伏せて香取市ホームページにて公表する。

8 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加を承認された事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書等提出届（様式8）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 見積書（様式9）

(2) 提出部数

8部（押印が必要なものについては、正本1部のみ押印。残りの7部は複写可とする。）

(3) 企画提案書

ア 仕様書をもとに、下記9（3）の審査項目を踏まえた内容で提案すること。

イ 記載の順序は、審査項目に示す評価項目の順番と一致させること。ただし、会社概要や独自PR等を途中に挿入することは妨げない。

ウ A4片面印刷とする。やむを得ない場合、A3サイズを片袖折にしてA4サイズとすることも可とする。

エ 事業執行全体計画（任意様式）

(4) 製本方法

提出書類は、簡易なA4ファイルに綴じ、ファイルの表紙には、題名（「香取市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定支援業務委託企画提案書」）

及び社名を記載すること。なお、目次や頁番号、インデックスを付する等、見やすい企画提案書とするよう努めること。

(5) 提出期限

令和8年5月28日(木)午後5時まで

(6) 提出方法

事務局あて予め電話連絡のうえ持参(土曜日、日曜日を除く日の午前8時

30分から午後5時まで)又は郵送(提出期限必着、配達記録が残るものに限る。)

(7) 提出先 「14 提出及び問合せ先」に同じ

9 企画提案書の審査等

(1) 第1次審査(書類審査)

ア 選定方法

応募が多数の場合は、1次審査を実施し、上位3社程度を2次審査(プレゼンテーション審査)の対象とする。

イ 審査結果の通知

全企画提案書提出者に対し、令和8年6月4日(木)までに電子メールにて通知する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション審査)

ア 選定方法

a 第1次審査を通過した提案者について、委員会を開催し、下記(3)の審査項目に基づき審査を行い、選考委員の採点で最も高い評価点を得た提案者を第1順位の優先交渉権者として特定する。最も高い評価点を得た者が複数いる場合は、委員会の議決による。

また、優先交渉権者は、選定委員全員の評価点平均が70点を超える者とする。

なお、企画提案書提出者が1社の場合も審査を行う。

b 委員会は、提案者が行う企画提案書等の内容のプレゼンテーションにより審査を行う。

イ 選定委員会審査実施概要

a 期日 令和8年6月11日(木) ※各開始時間等は電子メールにて通知

b 場所 香取市役所内

c 出席者 1事業者4名以内(技術者を1名以上出席させること。)

d 説明時間

プレゼンテーションは1社ずつの呼び込み方式とし、1社の持ち時間は、説明20分、質疑応答10分の計30分程度とする。

e 使用機材

説明時はパソコンを用いることを可とし、その場合はノートパソコン、データ及びHDMIケーブル等を持参すること。パソコンの画面を表示するための大型モニター(86型・HDMI接続)は事務局が用意する。

f その他

プレゼンテーションの内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加配付は認めない。

企画提案に係るプレゼンテーション等に関するものの他、業務全般に関する総合的な質疑を行う。

審査は非公開とする。

(3) 審査項目

評価項目	評価割合
【1次審査】	
1 事業遂行（実績、体制、経験）	30／100
2 価格	20／100
【2次審査】	
3 企画提案（工程管理、調査手法、理解度、課題整理等）	40／100
4 情報伝達（プレゼンテーション）	10／100

※詳細は別表のとおり

10 審査結果の通知・公表

- (1) 審査の結果については、審査対象者に電子メールで通知するとともに、業務の受注予定者を香取市ホームページで公表する。
- (2) 審査及び選定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。
- (3) 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

11 契約の締結等

委員会で選定された優先交渉権者と、契約内容を協議の上、契約を締結する。

なお、優先交渉権者と協議が整わなかった場合は、次に評価点が高く、選定委員会が適切と判断した事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

12 情報公開について

事業者選定に係る情報については、香取市情報公開条例（平成18年香取市条例第15号）に基づき公開することを原則とする。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案は、1社1案とする。
- (2) 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、市が補正を求めた場合に、又は補足書類の提出を求めた場合はこの限りでない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書の著作権は、提案事業者に帰属する。
- (5) 参加表明、質問及び提案（以下「提案等」という。）に係る費用は、すべて提案者負担とする。

- (6) 本市が提供する資料は、提案等に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (7) 審査内容についての問合せには一切応じない。
- (8) 提案者は、本件で知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (9) 提案者の責任において関係法令等を十分に確認すること。
- (10) 提案等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (11) 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - ア 虚偽の内容を記載した者
 - イ ヒアリング等の時間に遅れた者又は出席しなかった者
 - ウ 複数の参加表明書及び提案書を提出した者
 - エ その他、審査会が不相当と認めた者この場合において、失格となった旨を提案者に通知する。
- (12) 本市は、事務の遂行上やむを得ない事情等が発生した場合、本要領に示す日程や時間を変更または中止することがある。
- (13) (12) の場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。また損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできない。

14 提出及び問合せ先

事務局：香取市福祉健康部社会福祉課障がい者支援班 担当：笹原・向後

(香取市役所1階10番窓口)

〒287-8501 香取市佐原口2127番地

TEL 0478-50-1252 (直通)

FAX 0478-55-1885

メール shinsho@city.katori.lg.jp

別表

評価基準

大項目	項目	評価視点	配点
【1次審査】			
1 事業遂行 30/100	(1)事業実績 (1次審査) 様式3	・本事業を遂行可能と判断できる十分な業務実績を有しているか。	10
	(2)遂行体制 (1次審査) 様式4	・業務を遂行する上で適切な実施体制が確保されているか。	10
	(3)担当者 (1次審査) 様式5	・実務担当者は本業務と同様の実務経験・実績があるか。	10
2 価格 20/100	価格 (1次審査) 様式9	最低提案価格/自身の提案価格×20 (小数点第三位以下切り捨て)	20
小計 (A)			50
【2次審査】			
3 企画提案 40/100	(1)工程管理 (2次審査) 任意様式	・工程管理は工夫され、実効性の高い提案となっているか。	10
	(2)調査手法 (2次審査) 任意様式	・的確な調査手法が提案され、ニーズ把握のためのアンケート項目が具体的に提案されているか。	10
	(3)理解度 (2次審査) 任意様式	・業務内容を、趣旨を理解した適切な提案となっているか。	10
	(4)検証・課題整理 (2次審査) 任意様式	・現計画の検証、市の課題等の整理の上、次期計画への優れた提言がされているか。	10
4 情報伝達 10/100	情報伝達 (2次審査)	プレゼンテーションが解りやすく、説得力があるか。	10
小計 (B)			50
合 計 (A) + (B)			100